



生食監発 0921 第 5 号
平成 28 年 9 月 21 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成 28 年 2 月 19 日付け府食第 100 号により依頼のあった補足資料について、
下記のとおり提出します。

記

1. 飼料規制等について

別添 1 のとおり。

2. 日本に輸入される牛肉及び牛の内臓について

別添 2 のとおり。

以上



27消安第6441号
平成28年9月14日

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
農産安全管理課長

食品健康影響評価に係る補足資料の協力依頼について(回答)

「食品健康影響評価に係る補足資料の協力依頼について」(平成28年2月22日付け生食監発0222第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長通知)に基づき、別添のとおり、資料を提供いたします。

なお、当該資料の公開の場での取扱い及び開示については、特段の配慮等は不要ないことを申し添えます。

S RMの範囲を変更した場合に生じうる牛由来飼料原料への影響等について

1. 現行の飼料規制の概要

現行の飼料規制ではBSE発生防止の観点から、原則として牛由来原料の飼料利用を認めていないが、以下については、リスク評価結果を踏まえ、適切なリスク管理措置を講じた上で利用を認めている。

(1) 飼料用動物性油脂（不溶性不純物含有量0.15%以下のもの）

① 利用可能な牛由来原料

特定部位（全月齢の扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢を超える牛の頭部及び脊髄）及び30か月齢を超える牛の脊柱（以下「S RM」という。）を除く牛の部位。死亡牛由来のものは除く。

- ・特定部位はと畜場で除去。
- ・30か月齢を超える牛の脊柱は農水省令により利用不可^(注)。

(注) 30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省令で飼料利用を禁止。

② 給与対象家畜

豚、鶏、魚（牛用飼料には利用不可）

③ リスク管理措置

飼料用油脂製造事業場（レンダリング工場）の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱及び死亡牛が混入しないこと等を農林水産大臣が確認。

また、原料となる残さ等を排出する食肉処理施設等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認。

(2) 牛肉骨粉・加水分解たん白・蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）及び牛血粉・血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）

① 利用可能な牛由来原料

S RMを除く牛の部位。死亡牛由来のものは除く。

- ・特定部位はと畜場で除去。
- ・30か月齢を超える牛の脊柱は農水省令により利用不可^(注)。

(注) 30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省令で飼料利用を禁止。

② 紿与対象家畜

魚（牛、豚、鶏用飼料には利用不可）

③ リスク管理措置

牛肉骨粉等又は牛血粉等の製造事業場（レンダリング工場）の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱及び死亡牛が混入しないこと等を農林水産大臣が確認。

また、原料となると畜残さ等を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認。

さらに、上記の確認を受けたレンダリング工場で製造された牛肉骨粉又は牛血粉等を含む水産専用飼料を製造する事業場（配合飼料工場）についても、牛、豚、鶏用飼料の製造工程と分離していること等を農林水産大臣が確認。また、水産専用飼料は牛、豚、鶏等に使用できない旨を表示。

(3) 飼料用ゼラチン及びコラーゲン（以下「飼料用ゼラチン等」という）

① 利用可能な牛由来原料

牛の骨（全月齢の頭蓋骨及び脊柱を除く）又は皮

・農水省令により利用可能部位を上記に限定。

② 紿与対象家畜

全畜種

③ リスク管理措置

ゼラチンの製造事業場において、飼料用ゼラチン等原料として利用できない部位を用いる製造工程が分離されていること及び骨由来ゼラチンの処理基準が遵守されていることを農林水産大臣が確認。

また、原料となる骨や皮を排出する食肉処理施設等において、牛の頭蓋骨及び脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認。

(4) 動物性たん白質を含む食品残さ（エコフィード原料）

① 利用可能な牛由来原料

食品廃棄物のうち、食品が食用に供された後に、または食品に供されずに廃棄されたもの（具体的には、食品の食べ残し、返品・在庫品・流通過程の破損等の製品。）。食品として流通しない特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱は含まれない。なお、食品廃棄物のうち、食品加工場の製造工程から発生する残さについては、反すう動物由来たん白質を含むものは、エコフィードへの利用は不可。

・農水省令及び告示により、利用可能な食品廃棄物等を上記に限定。

② 紿与対象家畜

豚、鶏、魚（牛用飼料には利用不可）

③ リスク管理措置

食品加工場の製造工程から発生する加工食品残さをエコフィードに利用する場合は、当該食品加工場において、反する動物由来のたん白質を含む食品の取扱いがないこと等を農林水産大臣が確認。

(5) その他の牛由来原料を利用した飼料

(1)から(4)以外の、牛由来原料を利用した飼料には、骨炭（骨を空気で遮断し、熱分解（約800°C以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）、骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1,000°C以上）したもの）及び第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに生物由来のものであって脂肪及びたん白質を含有しないもの）があるが、いずれもBSE飼料規制の対象外としている。

2. SRM見直しに伴う影響

(1) 飼料用油脂

全月齢の扁桃及び回腸遠位部が特定部位から除外されることにより、新たに飼料用油脂原料として利用されることとなる。

なお、見直しが行われた場合、30か月齢を超える牛の脊柱については、食品として流通することとなるが、農水省令の改正を行わない限り、飼料利用は引き続き不可。

(2) 牛肉骨粉等及び牛血粉等

全月齢の扁桃及び回腸遠位部が特定部位から除外されることにより、新たに牛肉骨粉等原料及び牛血粉等原料として利用されることとなる。

なお、見直しが行われた場合、30か月齢を超える牛の脊柱については、食品として流通することとなるが、農水省令の改正を行わない限り、飼料利用は引き続き不可。

(3) 飼料用ゼラチン等

原料として骨又は皮のみを認めていることから、全月齢の扁桃、回腸遠位部が特定部位から除外されてもゼラチン等原料に利用されることはない。

なお、現行でも全月齢の頭蓋骨及び脊柱を利用不可としており、新たに30か月齢を超える牛の脊柱が食品として流通することとなつても、農水省令の見直しを行わない限り、これらの部位の飼料利用は引き続き不可。

(4) 動物性たん白質を含む食品残さ（エコフィード）

見直しが行われた場合、全月齢の扁桃及び回腸遠位部が特定部位から除外されるとともに、30か月齢を超える牛の脊柱が食品として流通することにより、これらの部位が含まれた食品を原料とするエコフィードが製造されることとなる。

3. 今後の対応方針

(1) S RMの見直しが行われた場合、全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢を超える牛の脊柱が新たに食品として流通することから、牛用飼料への利用を認めないことを前提として、それらの部位を飼料用油脂、牛肉骨粉等、牛血粉等並びにエコフィード原料として利用した場合のBSE発生リスクへの影響と、飼料利用の可否、必要なリスク管理措置を、食品安全委員会における審議状況を踏まえつつ、検討する。なお、管理措置の変更に伴う関係各方面への影響をあらかじめ聴取する。

〔省令改正を行う場合には、家畜衛生及び飼料安全の観点からの意見を農業資材審議会飼料分科会等に聴いた上で、食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行うことが必要。〕

(2) なお、飼料用ゼラチンについては、牛に給与可能であること等を踏まえ、現行の飼料規制においても、食品では認められている30か月齢以下の牛の脊柱の利用を認めていないことから、現時点では、S RMの見直しが行われたとしても引き続き現行の規制を継続する方針。

動物性たん白質・動物性油脂の 家畜への給与に関する規制の概要

SRMの範囲の見直しに伴い
影響を受ける品目

(平成28年8月現在)

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛など	豚	鶏	養魚
動物性たん白質	ゼラチン及びコラーゲン(確認済のもの)	ほ乳動物(反する動物は、牛・めん羊・山羊に限る。)・家きん・魚介類	○	○	○
	乳、乳製品	ほ乳動物			
	卵、卵製品	家きん			
	血粉、血しようたん白	牛(SRMを除く。豚・馬・家きんとの混合を含む。)(確認済のもの)	×	×	×
		豚・馬又は家きん(確認済のもの)	×	○	○
		豚・家きん混合(確認済のもの)			
		めん羊・山羊・しか	×	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉(チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)	牛(SRMを除く。豚・家きんとの混合を含む。)(確認済のもの)	×	×	×
		豚又は家きん(確認済のもの)	×	○	○
		豚・家きん混合(確認済のもの)			
		めん羊・山羊・しか	×	×	×
	魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの)	魚介類	×	○	○
	動物由來たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物・家きん・魚介類	×	○	○
動物性油脂	特定動物性油脂	ほ乳動物	○	○	○
	動物性油脂(確認済のものであって牛などを含むもの。不溶性不純物0.15%以下)	牛など(SRMを除く。)・豚・家きん	×	○	○
	動物性油脂(確認済のものであって牛などを含まないもの。不溶性不純物0.15%以下)	豚・家きん	△	○	○
	魚油(魚以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの)	魚介類	○	○	○
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物・家きん	×	×	×
その他	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)	ほ乳動物・家きん・魚介類	○	○	○
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)				

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる

注2 「SRM」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)のこと

注3 「確認済のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと

注4 「豚・家きん混合」の原料は、動物種別に分別された原料を製造工程の原料投入口で混合したものに限る

注5 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれ

注6 「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のこと

注7 △は、ほ乳期子牛育成用代用乳配合飼料への使用はできない

注8 「その他」に記載されたものは、動物由來たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

関係法令

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (抜粋) (昭和28年法律第35号)

(基準及び規格)

第3条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正がなされなければならない。

○食品安全基本法 (抜粋)

(平成15年法律第48号)

(食品健康影響評価の実施)

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行いういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 1 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認め

る場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～四 [略]

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第3条第1項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第23条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。

六～十四 [略]

2・3 [略]

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（抜粋）
(昭和51年農林省令第35号)

第1条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第1に定めるところによる。

別表第1（第1条関係）

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
牛等	<p>ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するゼラチン又はコラーゲンであつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済ゼラチン等」という。）</p> <p>(ア) ほ乳動物（反すう動物にあつては、牛、めん羊及び山羊に限る。）の皮に由来するものであること。</p> <p>(イ) ほ乳動物（反すう動物を除く。）の骨に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>a 脱脂</p> <p>b 酸による脱灰</p> <p>c 酸処理又はアルカリ処理</p> <p>d ろ過</p> <p>e 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理</p> <p>(ウ) 牛の骨（頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>(エ) めん羊又は山羊の骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる</p>

	<p>工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>(オ) 家きん又は魚介類に由来するものであること。</p>
豚、鶏又はうずら	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 豚又は馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</p> <p>ウ 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</p> <p>エ 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）</p> <p>オ 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）</p> <p>カ 家きん由來たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）</p> <p>キ 魚介類由來たん白質であつて、ほ乳動物由來たん白質及び家きん由來たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由來たん白質」という。）</p> <p>ク 食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由來たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p>
養殖水産動物	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 確認済豚血粉等</p> <p>ウ 確認済豚肉骨粉等</p> <p>エ 確認済原料混合肉骨粉等</p> <p>オ 確認済チキンミール等</p>

	<p>カ 確認済家きん加水分解たん白等</p> <p>キ 確認済魚介類由來たん白質</p> <p>ク 牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が 30 月を超える牛（出生の年月日から起算して 30 月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）</p> <p>ケ 牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</p> <p>コ 食品廃棄物等に含まれる動物由來たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p>
蜜蜂	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 確認済豚血粉等</p> <p>ウ 確認済チキンミール等</p> <p>エ 確認済魚介類由來たん白質</p>

(2) 動物由來たん白質又は動物由來たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア 動物由來たん白質は、(1)の表の第 1 欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる動物由來たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、動物由來たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

(3) 動物由來たん白質又は動物由來たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由來たん白質を含む飼料は、(1)の表の第 1 欄に掲げる家畜等を

対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと
(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)

3 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）

に混入しないよう保存すること。

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方 法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としては乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

（略）

イ ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等（生後おおむね3月以内の牛、めん羊、山羊及びしかをいう。）の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。）は、動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであつて、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの（以下「特定動物性油脂」という。）を除く。）を含んではならない。

ウ 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であつて反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。）を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。

エ 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。

(2) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア 動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ 動物性油脂（確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）は、牛等を対象とする飼料に用いてはならない。

ウ 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料に用いてはならない。

(3) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア 動物性油脂（確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

イ 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）に対し使用してはならない。

(4) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア 動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

イ 動物性油脂（確認済動物性油脂であつて反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

ウ 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする粉末油脂（油脂をカゼイン等でコーティングし、粉末にしたものをいう。）には、動物性油脂中の不溶性不純物の含有量を表示しなければならない。

ウ 確認済動物性油脂を含む飼料には、確認済動物性油脂を含む飼料である旨を表示しなければならない。

エ 確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）又は特定動物性油脂を含む飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

オ 確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

4 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づき農林水産大臣が指定するもの

(平成26年農林水産省告示第649号)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)の表の豚、鶏又はうずらの項及び養殖水産動物の項の第2欄の農林水産大臣が指定するものは、次のとおりとする。

- 1 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものに含まれる動物由来たん白質
- 2 食品の製造工程において発生した残さ（牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）に含まれる動物由來たん白質

SRMの範囲を変更した場合に生じうる牛由来肥料原料への影響について

1. 現行の肥料規制の概要

現行の肥料規制では、牛由来原料の肥料利用について、BSE発生防止の観点から、リスク評価の結果決定された適切な管理措置を講じた上で、以下のとおり利用を認めている。

(1) 肉骨粉

① 利用可能な牛由来原料

肉、内臓、脂肪、骨（特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱を除く）

・特定部位はと畜場で除去。

・農水省告示により、30か月齢を超える牛の脊柱は利用不可^(注)。

(注) 30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省告示で肥料利用を禁止。

② リスク管理措置

以下の措置を行う。

ア 製造事業場（レンダリング工場）の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱等が混入しないこと等を農林水産大臣が確認すること及び、原料となる牛の肉、内臓、脂肪、骨を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認すること。

イ 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^{*1}を行ったもの。

については、肥料として利用可能としている。

※1 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置

牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するための措置をいう。

具体的には、肥料を生産する際に、

- ① 農林水産大臣が指定する摂取防止材（消石灰[全重量の5%以上]、とうがらし粉末[全重量の5%以上]、パームアッシュ[全重量の10%以上]）の3種類のいずれか）を使用する。
- ② 化学肥料等（副産物原料から生産されたもの以外及び有機質原料以外の原料）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。
- ③ 動植物質以外の原料で被覆する。

という3つの方法がある。

(2) 蒸製骨粉（「蒸製骨」「蒸製てい角骨粉」含む）、にかわかす

① 利用可能な牛由来原料

骨（特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱を除く）（ひづめ、角）

・特定部位はと畜場で除去。

・農水省告示により、30か月齢を超える牛の脊柱は利用不可^(注)。

(注) 30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省告示で肥料利用を禁止。

② リスク管理措置

以下の措置を行う。

ア 製造事業場（レンダリング工場）の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱等が混入しないこと等を農林水産大臣が確認すること、及び原料となる牛の骨を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認すること。

イ 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^{*1}を行ったもの 又は、原料加工措置^{*2}（蒸製）を行ったもの。

の何れかを行ったものについては、肥料として利用可能としている。

※2 原料加工措置

家畜の伝達性海綿状脳症の発生の予防に効果があると認められる方法により原料の加工を行う措置をいう。

具体的には、肥料を生産する工程において、

① 空気を遮断し、800°C以上で8時間以上加熱(炭化)

② 空気を流通させ、1,000°C以上で燃焼(灰化)

③ 1,000°C以上で熔融

④ アルカリ処理(水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合して85°C以上で1時間以上行う処理で、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの濃度が2.3 mol/L以上のものに限る。)

⑤ 133°C以上及び3気圧以上で20分間以上蒸製

という5つの加工方法がある。

なお、これらの加工工程が製造基準に適合しているか確認するため、大臣確認を受ける必要がある。

(3) 肉かす（「肉かす粉末」含む）

① 利用可能な牛由来原料

脂肪、肉（特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱を除く）

・特定部位はと畜場で除去。

・農水省告示により、30か月齢を超える牛の脊柱は利用不可^(注)。

(注) 30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省告示で肥料利用を禁止。

② リスク管理措置

以下の措置を行う。

ア 製造事業場（レンダリング工場）の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱等が混入しないこと等を農林水産大臣が確認すること、及び原料となる牛の肉、脂肪を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認すること。

イ 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^{*1}を行ったもの。については、肥料として利用可能としている。

(4) 乾血及びその粉末

① 利用可能な牛由来原料

血（特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱の混入を防いだもの）

・特定部位はと畜場で除去。

・農水省告示により、30か月齢を超える牛の脊柱は利用不可^{（注）}。

（注）30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省告示で肥料利用を禁止。

② リスク管理措置

以下の措置を行う。

ア 製造事業場の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱等が混入しないことを農林水産大臣が確認すること、及び原料となる牛の血を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認すること。

イ 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^{*1}を行ったもの。については、肥料として利用可能としている。

(5) 生骨粉

① 利用可能な牛由来原料

骨（特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱を除く）

・特定部位はと畜場で除去。

・農水省告示により、30か月齢を超える牛の脊柱は利用不可^{（注）}。

（注）30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省告示で肥料利用を禁止。

② リスク管理措置

以下の措置を行う。

ア 製造事業場（レンダリング工場）の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱等が混入しないことを農林水産大臣が確認すること、及び原料とな

る牛の骨を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認すること。

イ 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^①を行ったもの。については、肥料として利用可能としている。

(6) 骨炭粉末、骨灰

① 利用可能な牛由来原料

骨（特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱を除く）、肉骨粉（(1)の①であることを確認したもの）

・特定部位はと畜場で除去。

・農水省告示により、30か月齢を超える牛の脊柱は利用不可（注）。

（注）30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省告示で肥料利用を禁止。

② リスク管理措置

以下の措置を行う。

ア 製造事業場の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱等が混入しないことを農林水産大臣が確認すること、及び原料となる牛の骨を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認すること。

イ 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^①を行ったもの 又は、原料加工措置^②（炭化、灰化）を行ったもの。

については、肥料として利用可能としている。

(7) 蒸製てい角（「蒸製てい角粉」含む）、牛毛くず、蒸製毛粉、蒸製皮革粉

① 利用可能な牛由来原料

ひづめ、角、毛、皮

② リスク管理措置

牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^①を行ったものについては、肥料として利用可能としている。

(8) 堆肥、副産窒素肥料、液体りん酸肥料、溶成汚泥灰けい酸りん肥、副産りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料（牛の部位を原料として使用したもの）

① 利用可能な牛由来原料

牛の部位（特定部位及び30か月齢を超える牛の脊柱を除く）

・特定部位はと畜場で除去。

・農水省告示により、30か月齢を超える牛の脊柱は利用不可^(注)。

(注) 30か月齢を超える牛の脊柱は、と畜場において除去される特定部位には指定されておらず、食品の規格基準により除去を求めており、食品とならない限りは流通可能なことから、農水省告示で肥料利用を禁止。

② リスク管理措置

以下の措置を行う。

ア 製造事業場（肥料工場）の製造工程において、30か月齢を超える牛の脊柱等が混入しないことを農林水産大臣が確認すること、及び原料となる食品を排出すると畜場等において、30か月齢を超える牛の脊柱の分別管理が確実に実施されていること等を確認すること。

イ 牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^{*1}を行ったもの 又は、原料加工措置^{*2}（液体りん酸肥料、溶成汚泥灰けい酸りん肥、副産動物質肥料、熔成複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料に限る）を行ったもの。

については、肥料として利用可能としている。

(9) 被覆窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、魚廃物加工肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、混合汚泥複合肥料、焼成汚泥肥料、発泡消火薬剤製造かす（(1)～(8) の肥料を原料として使用したもの）

① 利用可能な牛由来原料

(1)～(8) の肥料

② リスク管理措置

牛用飼料への流用・誤用防止のために必要な管理措置^{*}を行ったものについては、肥料として利用可能としている。

2. SRM見直しに伴う影響

(1) 蒸製てい角（「蒸製てい角粉」含む）、牛毛くず、蒸製毛粉、蒸製皮革粉見直しにより、影響を受けない。

(2) 上記以外

見直しにより、現行ではSRMとして焼却されている扁桃、回腸遠位部及び30か月齢超の牛の脊柱が、その他の残さと同様に肥料原料として利用されることとなる。

3. 今後の対応方針

(1) S R Mの見直しが行われた場合、全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢を超える牛の脊柱が新たに食品として流通することから、それらの部位を肥料原料として利用した場合のB S E発生リスクへの影響と肥料利用の可否、必要な管理措置を、食品安全委員会における審議状況を踏まえつつ、検討する。なお、管理措置の変更に伴う関係各方面への影響をあらかじめ聴取する。

告示改正を行う場合には、肥料規制の変更が家畜衛生及び飼料安全に影響を及ぼすと考えられる場合には、農業資材審議会等に意見を聞いた上で、食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行うことが必要。

(2) なお、食用ゼラチンを肥料として利用した場合は、液状複合肥料又は副産動物質肥料に該当し、現行の肥料規制において、食品では認められている30か月齢以下の牛の脊柱の利用を認めており、飼料用ゼラチンと扱いが異なることから、見直し後の牛の脊柱の扱いについて、利用の見込み等を勘案の上、検討が必要。

牛の部位を利用した肥料の原料及び製造方法

1. 牛の部位を原料としているもの

肥料の種類	原料	肥料の製造方法等
肉かす	脂肪、肉	食肉工場において、そぎ取った脂肪の部分を加熱・圧搾し油脂を抽出した後の残渣。
にかわかす	骨	生骨を加圧蒸煮した際に生じる煮汁を濾過し乾燥したもの。
肉かす粉末	脂肪、肉	食肉工場において、そぎ取った脂肪の部分を加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残渣を粉碎したもの。
肉骨粉	肉、内蔵、脂肪、骨	原料を粉碎後、加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残渣を粉碎したもの。
乾血及びその粉末	血	と殺の際の血液を加熱・凝固させ、脱水・乾燥させたもの。
生骨粉	骨	生骨をそのまま又は蒸煮した後、乾燥・粉碎したもの。
蒸製骨	骨	生骨を加圧蒸煮し、骨油及びたん白質の一部を除去して乾燥したもの。
蒸製てい角	ひづめ、角	ひづめや角を粗碎し、加圧蒸煮したもの。
牛毛くず	牛毛	皮革にする工程で発生するくずのうち、毛のくずのみを集めたもの。
骨炭粉末	骨、肉骨粉	骨を、空気をしや断し熱分解して炭化させた後粉碎したもの。
骨灰	骨、肉骨粉	骨を空気の流通下で燃焼した残渣。
蒸製てい角粉	ひづめ、角	ひづめや角を加圧蒸煮し粉碎したもの。

肥料の種類	原料	肥料の製造方法等
蒸製てい角骨粉	ひづめ、角、骨	ひづめ、角や骨を粗碎し、加圧蒸煮した後、粉碎したもの。
蒸製毛粉	牛毛	毛を加圧蒸煮して粉碎したもの。
蒸製骨粉	骨	動物の生骨を加圧蒸煮し、骨油及びたん白質の一部を除去して乾燥・粉碎したもの。
蒸製皮革粉	皮	製革工場及び皮革加工業者より廃出される皮革くずを加圧蒸煮して粉碎したもの。

2. 1の肥料(又はその原料)を原料の一部として使用することが可能なものの

肥料の種類	肥料の製造方法等
堆肥	わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く)をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。
副産窒素肥料	食品工業又は化学工業において副産されるもの。
液体りん酸肥料	製法の定義がなく、公定規格上牛の部位を排除していないもの。
溶成汚泥灰けい酸りん肥	汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの。
副産りん酸肥料	食品工業又は化学工業において副産されるもの。(酸処理等)
乾燥菌体肥料	食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。)の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの。
副産動物質肥料	食品工業、繊維工業、ゼラチン工業又はなめしかわ製造業において副産されるものであって、動物質の原料に由来するもの。
混合有機質肥料	公定規格で定められている肥料を配合したもの及びこれらに血液を混合し乾燥したもの。
熔成複合肥料	肥料又は肥料原料を配合し、溶融したもの。
化成肥料	公定規格で定められている肥料を配合し、造粒又は成形したもの。
配合肥料	公定規格で定められている肥料を配合したもの。
吸着複合肥料	窒素、りん酸又はカリを含有する水溶液を珪藻土その他の吸着原料に吸着させたもの。
副産複合肥料	食品工業又は化学工業において副産されるもの。

肥料の種類	肥料の製造方法等
液状複合肥料	製法の定義がなく、公定規格上牛の部位を排除していないもの。
熔成汚泥灰複合肥料	下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したのに肥料又は肥料原料を混合し、溶融したもの。
家庭園芸用複合肥料	熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料及び混合汚泥複合肥料以外の複合肥料であるもの。
下水汚泥肥料	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
し尿汚泥肥料	し尿処理施設や集落排水処理施設等から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
工業汚泥肥料	工場若しくは事業場の排水処理施設等から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
混合汚泥肥料	下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料若しくは工業汚泥肥料のいずれか二以上を混合したもの又はこれらを乾燥したもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
汚泥発酵肥料	下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。
水産副産物発酵肥料	魚介類の臓器に植物質又は動物質の原料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。

3. 1又は2の肥料を原料として使用することが可能なもの

肥料の種類	肥料の製造方法等
被覆窒素肥料	窒素質肥料(例:副産窒素肥料)を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの。
液状窒素肥料	窒素質肥料(例:副産窒素肥料)を水に溶解して液状にしたもの。
混合窒素肥料	窒素質肥料(例:副産窒素肥料)に、窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したもの。
被覆りん酸肥料	りん酸質肥料(例:副産りん酸肥料)を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの。
加工りん酸肥料	りん酸質肥料(例:副産りん酸肥料)等に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたもの。
混合りん酸肥料	りん酸質肥料(例:副産りん酸肥料)に、りん酸質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したもの。
魚廃物加工肥料	魚荒、いか内蔵その他の魚廃物を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料(例:蒸製骨粉、蒸製皮革粉)に吸着させたもの。
混合動物排せつ物複合肥料	窒素質肥料(例:副産窒素肥料)、りん酸質肥料(例:副産りん酸肥料)、有機質肥料(例:肉骨粉、肉かす粉末)等に動物の排せつ物を混合し、造粒又は成形したもの。
混合堆肥複合肥料	窒素質肥料(例:副産窒素肥料)、りん酸質肥料(例:副産りん酸肥料)、有機質肥料(例:肉骨粉、肉かす粉末)等に堆肥を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの。
成形複合肥料	窒素質肥料(例:副産窒素肥料)、りん酸質肥料(例:副産りん酸肥料)、有機質肥料(例:肉骨粉、肉かす粉末)等に木質泥炭等を混合し、造粒又は成形したもの。
被覆複合肥料	化成肥料又は液状複合肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの。
混合汚泥複合肥料	窒素質肥料(例:副産窒素肥料)、りん酸質肥料(例:副産りん酸肥料)、有機質肥料(例:肉骨粉、肉かす粉末)等に汚泥発酵肥料を混合し、造粒又は成形したもの。
焼成汚泥肥料	下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を焼成したもの。
発砲消火薬剤製造かす	てい角、蒸製毛粉などを原料として生産される化学消化剤の製造かす。

関係法令

○肥料取締法（抜粋）

(昭和25年法律第127号)

(公定規格)

第三条 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。

- 一 次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項
- 二 次条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料 含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項
- 2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

○食品安全基本法（抜粋）

(平成15年法律第48号)

(食品健康影響評価の実施)

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならぬ。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第四条第一項第四号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第七条第一項若しくは第八条第三項（これらの規定を同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第十三条の二第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第十三条の三第一項

(同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。) の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。

四～十四 (略)

2・3 (略)

(別添2)

1. 現行の輸入規制の概要

食肉等は、食品衛生法第9条第2項に基づき、輸出国の政府機関によって発行され、疾病にかかっていないこと等の衛生事項を記載した証明書が添付されたものでなければ、食品として販売の用に供するために輸入してはならない。

(1) BSE発生国

① 食品健康影響評価を受けていない国

BSE発生国において、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉等^{*1}については、証明書を受け入れないこととし、食品衛生法第9条第2項に違反するものとしている。

※1：牛肉及び牛臓器、並びにこれらを原材料とする食肉製品

② 食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国

食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国^{*2}の当局から認定された対日輸出認定施設において、とさつ、解体、分割又は細切された30か月齢以下の牛に由来する牛肉及び牛臓器等であって、扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）が含まれていないこと等の輸入条件に適合するものについては、輸入を認めている。

※2：アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オランダ王国、カナダ、スウェーデン王国、デンマーク王国、ノルウェー王国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ポーランド共和国（平成28年6月現在）

(2) BSE非発生国

BSEの発生報告がない国において、万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があることから、これらの国からの牛の頭部、脊髄、回腸遠位部及び脊柱の輸入については、これを控えるよう輸入業者に指導している。

2. 今後の対応方針

食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域からの輸入条件の改正については、国内措置のSRMの範囲の変更に関わらず、食品健康影響評価が必要と考えている。

また、従来BSEの発生報告がない国からの牛肉等の輸入者に対し、輸入を控えるよう指導しているSRMの範囲については、仮に国内措置のSRMが変更された場合、見直しの検討が必要と考えている。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）抜粋

第九条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認めたものは、この限りでない。

- 一 と畜場法第十四条第六項 各号に掲げる疾病又は異常
 - 二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常
 - 三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの
- 2 獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項各号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

(参考)

食監発第18号

平成13年2月15日

(最終改正：平成25年2月1日付け食安監発0201第2号)

各検疫所長殿

医薬局食品保健部監視安全課長

牛海綿状脳症（BSE）発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、平成8年3月26日付衛乳第41号の1等により、関係営業者に対する指導等をお願いしてきたところであるが、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第13号）が平成13年2月15日付けで公布、施行され、伝染性海綿状脳症にかかり、又はその疑いのある獣畜の肉、臓器等については、販売、加工等が禁止されるとともに、獣畜の肉、臓器及びこれらを原材料とする食肉製品の輸入に際しては、輸出国政府によって発行された伝染性海綿状脳症にかかり、又はその疑いがあるものでない旨の証明書又はその写しの添付が必要となった。

については、今後、下記により取り扱うようよろしくお願いする。

また、平成8年3月26日付衛乳第41号の1、平成8年4月19日付衛食第33号、衛乳第77号及び衛化第43号、平成9年2月4日付衛乳第42号の1、平成12年12月22日付衛食第205号、衛乳第256号及び衛化第55号は廃止する。

記

- 1 BSE発生国又は発生地域（食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域を除く。）において、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉及び牛臓器、並びにこれらを原材料とする食肉製品については、証明書を受け入れないこととし、食品衛生法第9条第2項に違反するものとすること（第三国でとさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。
- 2 上記1に掲げる牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む食品及び添加物であって、証明書の添付が必要とされないものについては、輸入しないよう指導すること。

3 上記のほか、BSE発生国又は発生地域を経由して輸入される牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む食品及び添加物であつて証明書の添付が必要とされないものにあっても、別途通知で定める確認手続きが整備されたものを除き、それぞれ1及び2と同様に取り扱うこと（とさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。

(参考)

食安監発第0730003号
平成16年7月30日
(最終改正: 平成28年7月5日付け生食監発 0705第3号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公印省略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

ついては、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしくお願ひします。

なお、牛由来ゼラチン及びコラーゲン等については、平成27年3月27日付け食安監発0327第2号の記の3(1)について輸入者に確認の上、輸入を認めて差し支えありません。

注) 取扱いを別途定めた通知一覧 (平成28年7月5日現在)

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第3号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第4号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成25年12月2日付け食安監発1202第1号
- ・平成26年5月1日付け食安監発0501第2号
- ・平成26年8月1日付け食安監発0801第1号
- ・平成27年12月21日付け生食監発1221第1号

- ・平成 28 年 2 月 2 日付け生食監発 0202 第 1 号
- ・平成 28 年 2 月 2 日付け生食監発 0202 第 2 号
- ・平成 28 年 2 月 26 日付け生食監発 0226 第 1 号
- ・平成 28 年 5 月 2 日付け生食監発 0502 第 1 号
- ・平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 1 号
- ・平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 2 号